

第 1 次提言骨子（案）

第 3 コミュニティと行政の共働のあり方

※ 第 1 次提言時には、項目と現状の整理までを予定し、方向については第 2 次提言において予定。

1 コミュニティと行政の関係

(1) 行政の姿勢

- 自治協議会制度の導入により、コミュニティでは意識改革が進んでいるのに、市の意識は変わっておらず、仕事のやり方が変わっていない。そのため、さまざまなすれ違いが起こっている。
- コミュニティに対して一律に行政の考えを押しつけるのではなく、校区の特性や事情を考えて対応することが必要。

(2) コミュニティにおける認識

- 自治協議会の活動や運営について、校区間である程度の共通認識を形成するために、現状について意見交換する連絡会議を開催するなどの方策も考えられる。
- 自治協議会の趣旨が十分に理解されていない地域もいまだにある。市が、区単位、校区単位で、自治協議会や自治会・町内会の役員に、改めて説明してはどうか。

2 市からコミュニティへの提案・依頼のあり方

(1) 市からコミュニティへの提案・依頼事項の整理

- 市からコミュニティへの依頼事項を整理し、地域の負担軽減を図ることが必要。また、類似事業については、整理統合が必要。
- 自治協議会は校区の状況を把握しておく必要があるため、市が校区の団体に直接依頼をするのではなく、自治協議会を通して行うのがよい。

(2) 市からコミュニティへの依頼事項に係る実費弁償

- 市が実施すべき業務をコミュニティに依頼する場合（委員などの推薦、事業実施時の調整などを依頼する場合）は、補助金とは別に市が予算を措置し、費用弁償を行うことが必要。

3 施策決定過程におけるコミュニティと行政の合意形成の方法

- 施策の計画段階から行政とコミュニティが協議できるシステムを考える必要がある。
- 事業の実施方法については、自治協議会会長などの意見を聞くべきである。

4 行政の「縦割り」解消のための方策

(1) 各種団体

- 区レベルで組織されている「各種団体」（区体育振興会、区男女共同参画協議会、区青少年育成協議会、区交通安全推進協議会、区ごみ減量・リサイクル推進会議、区衛生連合会）が、自治協議会との連携が不十分なまま校区の各種団体に持ちかけて、いろいろな行事を行っている。このような縦割りの関係を整理する必要がある。

(2) 市内部の連携、窓口の一本化

- 地域支援部の「コミュニティの総合窓口」としての役割を徹底する必要がある。
- 行政内部の情報共有や連携を進める必要がある。